

第2回沖縄県卸売市場審議会議事概要

1 日 時：令和元年9月11日（水） 10時00分～11時00分

2 場 所：沖縄県庁9階第4会議室

3 出席者：委員11名中、10名（会議成立要件6名）

4 議事

・答申（案）について

- ①中央卸売市場の公的役割について
- ②沖縄県卸売市場条例の取扱いについて
- ③沖縄県卸売市場審議会設置条例の取扱いについて
- ④沖縄県卸売市場整備計画の取扱いについて

5 主な意見等

（①中央卸売市場の公的役割について）

- ・答申案の考えにより、市場運営は、県が引き続き行うことが良い。
- ・これまでどおり、沖縄県が中央卸売市場を開設することでお願いしたい。
- ・「①中央卸売市場の公的役割について」の内容について、答申案のとおりで良いか。
- ・（委員一同）異議なし

（②沖縄県卸売市場条例の取扱いについて）

- ・保健所職員による巡回調査が2年に1回実施しているとの説明だが、これまでも行われていたことか。
- ・（事務局）食品衛生法の所管課からは、法に基づき、これまでも2年に1回のペースで巡回調査を実施していると聞いている。
- ・安全安心は県が関与していなければ市場の安全安心は保たれないと思う。
- ・食の安全安心の確保について、特に食品衛生法に基づく範囲で県の方で努力いただくということで、「②沖縄県卸売市場条例の取扱いについて」の内容について、答申案のとおりで良いか。
- ・（委員一同）異議なし

（③沖縄県卸売市場審議会設置条例の取扱いについて）

- ・卸売市場審議会に代わるものがあればそれで問題ないのではないか。
- ・「③沖縄県卸売市場審議会設置条例の取扱いについて」の内容について、答申案のとおり

で良いか。

- ・（委員一同）異議なし

（④沖縄県卸売市場整備計画の取扱いについて）

- ・施設の老朽化が進んで、整備が必要な場合、どのようになるのか。
- ・（事務局）国の説明や国会での答弁などから、国への予算要求、要望の形で対応できると理解している。
- ・卸売市場整備計画がなくなっても、関係団体から要望を上げることや、今後の卸売市場審議会に代わる会議体の中で議論し、上げることも可能だと思う。
- ・「④沖縄県卸売市場整備計画の取扱いについて」の内容について、答申案のとおりで良いか。
- ・（委員一同）異議なし

（了）

沖縄県卸売市場審議会 委員名簿

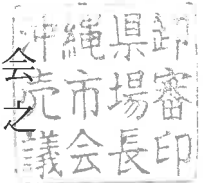
(任期:令和元年6月19日～令和3年6月18日)

	氏 名	現 職 名
1	内藤 重之	琉球大学農学部教授
2	新垣 邦男	沖縄県町村会会長(北中城村長)
3	宮城 園子	JAおきなわ女性部会長
4	久高 成次	JAおきなわ統括参事役
5	上原 亀一	沖縄県漁業協同組合連合会会長
6	本永 静江	沖縄県婦人連合会会長
7	具志 純子	沖縄県生活協同組合連合会副会長理事
8	上地 成子	食育コーディネーター
9	山城 隆則	沖縄協同青果株式会社社長
10	比嘉 隆	沖縄県中央卸売市場花卉部連絡協議会会長
11	林 優子	名桜大学国際学群教授

沖 卸 審 第 1 号
令和元年 9 月 18 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県卸売市場審議会
会長 内藤 重之



答申

令和元年 6 月 19 日付け沖縄県諮問農第 2 号により諮問のあった下記のことについて、別紙のとおり答申します。

なお、卸売市場は生鮮食料品等の流通において生産者と消費者を結ぶ重要な役割を担っております。卸売市場法改正に伴う制度の変更等における各卸売市場の対応について、適切な指導をお願いします。

記

- 1 中央卸売市場の公的役割について
- 2 沖縄県卸売市場条例の取扱いについて
- 3 沖縄県卸売市場審議会設置条例の取扱いについて
- 4 沖縄県卸売市場整備計画の取扱いについて

沖縄県内には、中央卸売市場1カ所、地方卸売市場3カ所、その他卸売市場19カ所あり、卸売市場は、これまで県民への生鮮食料品等の安定供給に一定の役割を果たしてきた。

卸売市場法が平成30年6月22日に改正（公布）され、令和2年6月21日から施行されることに伴い、中央卸売市場、地方卸売市場をはじめとする県内の卸売市場を取り巻く環境が大きく変化することとなる。

県内の卸売市場がこれまで担ってきた、県民へ安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすためには、その変化に適切に対応し、今後とも生鮮食料品等の県内流通における中核として、県民ニーズに答えていくことが引き続き重要となる。

その役割を今後も担っていくことを目的に、令和元年6月19日に諮問を受けた「中央卸売市場の公的役割について」、「沖縄県卸売市場条例の取扱いについて」、「沖縄県卸売市場審議会設置条例の取扱いについて」、「沖縄県卸売市場整備計画の取扱いについて」の4事項について、次のとおり答申する。

1 沖縄県中央卸売市場の公的役割について

卸売市場法の改正により、民間企業による中央卸売市場の開設が可能となる一方、これまで沖縄県が開設してきた沖縄県中央卸売市場の役割がより重要となる。今後も沖縄県中央卸売市場が果たす役割の大きさに鑑み、次のとおり対応すること。

沖縄県が引き続き中央卸売市場を開設すること

2 沖縄県卸売市場条例の取扱いについて

卸売市場法の改正により、地方卸売市場、及びその他卸売市場の開設申請手続き等、各種取り決めを県条例で定める、又は定めることができるとした根拠条文が削除されたが、今後も引き続き地方卸売市場、及びその他卸売市場の円滑な事業運営を図るため、次のとおり対応すること。

- (1) 卸売市場条例を廃止する場合は、規則、要綱等を整備し、地方卸売市場の業務運営に支障を生じさせないようにすること
- (2) その他の市場については、各市場の自主性を尊重しつつ、地方卸売市場への移行を促すこと

3 沖縄県卸売市場審議会設置条例の取扱いについて

卸売市場法の改正により、沖縄県卸売市場審議会を沖縄県条例で定める根拠条文が削除された。同審議会は、実需者、関係機関及び有識者などで構成され、これまで様々な角度から県に対して提言をしている。今後とも県が実需者等から意見を得る機会が重要であることから、同審議会の今後のあり方について、次のとおり対応すること。

沖縄県卸売市場審議会設置条例を廃止する場合は、今後も沖縄県が学識経験者、生鮮食料品の消費者及び生産者、関係事業者、出荷者などから提言を受けることができる体制を整えること

4 沖縄県卸売市場整備計画の取扱いについて

沖縄県では、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化により、県民生活の安定を図る観点から、昭和51年9月に第1次沖縄県卸売市場整備計画を策定して以来、概ね5カ年ごとに改定を行い卸売市場の整備を実施してきており、同計画の推進により県内市場整備について、一定の効果が発揮されたと考える。しかし、市場法改正により卸売市場整備計画を策定する根拠が失われており、今後とも県内卸売市場の充実を図る観点から、次のとおり対応すること。

卸売市場の施設整備における国への補助金の所要額確保については、今後とも関係団体等の要望を踏まえて、適切に対応すること